

新型インフルエンザ対策に係る市町・保健所会議

日時：平成21年7月22日(水) 10:30～
場所：行政庁舎11階1102会議室

次 第

- 1 事務局長あいさつ
- 2 7月24日からの新型インフルエンザ対応の変更について
- 3 その他

【配布資料】

- 新型インフルエンザ対策に関する県の対応の見直しについて
 - 集団発生を把握するためのサーベイランスの着実な実施
 - ・学校における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ
 - ・社会福祉施設等における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ
 - ・医療機関における新型インフルエンザ診断の流れ
- (参考) 濃厚接触者の外出自粛に関するQ&A

新型インフルエンザ対策に関する県の対応の見直しについて

- 6月19日、国は、「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」(H21.5.22)を改定し、新型インフルエンザ対策の見直し方針を示した。
- 本日(7月22日)、患者の届出等に関する関係法令が公布され、7月24日施行とされた。
- こうした運用指針の改定等を踏まえ、7月24日から以下の対応とする予定

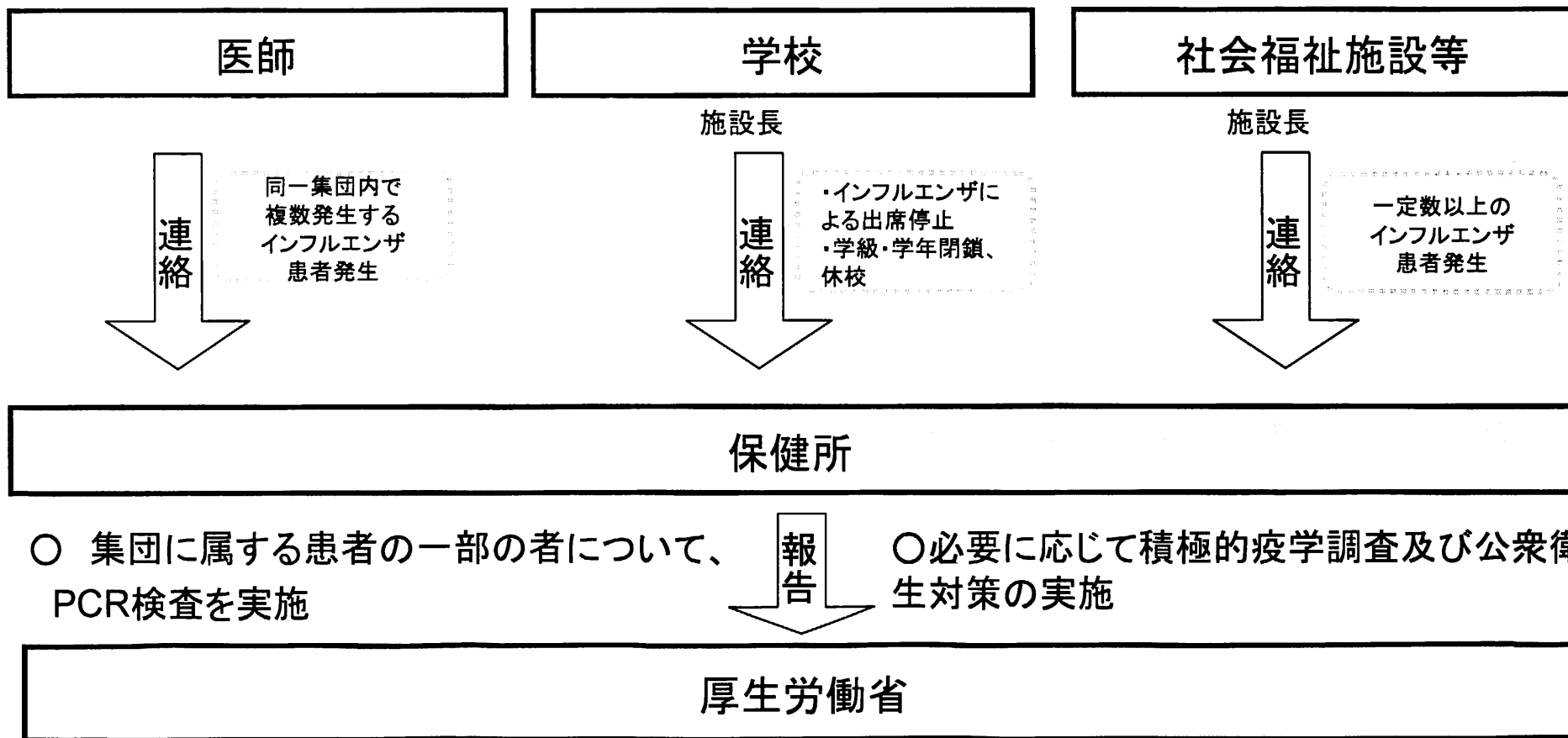
[主な見直し内容]

区 分		これまでの対応	今後の対応
①	患者	入院	原則、自宅療養 ※すでに県内発生事例に適用
②	濃厚接触者	外出自粛の要請	不要不急の外出自粛の要請 (通勤・通学等の必要な外出は可能)
③	外 来	発熱外来で受診 (県内13病院)	原則全ての一般医療機関で受診
	医 療 提 供 体 制 入 院	感染症指定医療機関等に入院 (県内13病院)	一般医療機関に入院
④	相談体制	[発熱相談センター] 役割：発熱外来の紹介、相談対応 相談時間：24時間体制	[新型インフルエンザ相談窓口] 役割：相談対応 相談時間：平日8:30~17:15 (ただし、緊急相談は24時間対応)
⑤	サーベイランス	個人単位での感染を早期に探知し、全数を把握	急激な感染拡大を回避・緩和するため、集団感染の早期探知に重点を置く把握(全数把握の取り止め) 具体的には、学校、社会福祉施設等で複数のインフルエンザ患者(疑い含む)が発生した場合、PCR検査を実施
⑥	休業の範囲	学校・通所施設は、市町の一部又は全部、場合によって県全域での臨時休業を要請	患者が発生した当該学校、施設等に対し、必要に応じて臨時休業を要請(広域での臨時休業も可) ※すでに県内発生事例に適用

集団発生を把握するためのサーベイランスの着実な実施

複数のルートから、同一の集団における一定数以上のインフルエンザ患者*（疑われる者も含む）を把握し、保健所への連絡を徹底し、PCR検査等により新型インフルエンザの集団発生を早期に探知。 ※一定数以上のインフルエンザ患者：7日以内に2名以上のインフルエンザ様症状の患者の発生

連絡・必要な対応の徹底



学校における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ

<目的> 地域における新型インフルエンザの発生を早期に探知すること

学校の設置者

保健所は、学校保健安全法第18条及び学校保健安全法施行令第5条の規定に基づき、学校の設置者から、以下のいずれかの基準を満たす場合に連絡を受ける。

- ① 出席停止（インフルエンザ患者・疑われる者）が行われた場合。
- ② 休校・学年閉鎖・学級閉鎖等、臨時休業の措置が行われた場合。

※ ①については、保健所は、同一集団（原則として同一学級又は部活動単位等）において7日以内に2名以上の出席停止者が発生していないか確認する。（簡易迅速検査でB型が確定された場合は除外する）

また、保健所は、出席停止が行われたとき、又は、出席停止が行われなかった場合でも、同一集団（原則として同一学級又は部活動単位等）で、7日以内にインフルエンザ様症状（※）による2名以上の欠席者（教職員を含む）が発生した場合、迅速に初期から情報伝達がなされるよう、あらかじめ学校の設置者及び校長と十分に連携し、体制を整えておくこととする。

※ 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状

急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう：

ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳

迅速な連絡

保健所

保健所は、学校の設置者から連絡を受けた場合、迅速に以下の対策を講じる。

- ア. 学校の設置者に対し、患者（疑い者）が、医師の診断により臨床症状及び簡易迅速検査の結果（A型陽性）等を踏まえ、インフルエンザと診断されたことを確認する。
- イ. 得られた情報から現状の評価を行い、簡易迅速検査結果を確認した日からさかのぼって7日以内に、同一集団に属する者に対し、A/H1N1 インフルエンザウイルスか季節性インフルエンザウイルスかの確認検査（PCR検査等）が実施されていない場合、A型インフルエンザウイルス陽性患者の内1名から検体を採取し、地方衛生研究所で検査が実施できるよう調整を行い、新型A/H1N1 インフルエンザウイルスの有無を確認すること。
（※その学校区などの地域ですでに新型インフルエンザの流行が数校で確認されている場合、サーベイランス目的を除いて、診断のための検査は必ずしも必要ない。また、1ヶ月以内に、その学校区などでPCR検査が行われていない場合には、検査を行う。）
- ウ. 学校の設置者に対し、患者の周囲においてはインフルエンザ様症状を呈する者の有無の確認を要請する。

迅速な対応

新型インフルエンザ確定（PCR検査等で陽性）

保健所は、PCR検査等にて新型インフルエンザと確定した場合、必要に応じ以下の対策を講じる。

- エ. 積極的疫学調査及び公衆衛生対策を実施する。
- オ. 学校の設置者に対し、検査や調査の結果を連絡する。
- カ. 学校の設置者から臨時休業の相談に応じる。

学校の設置者

新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスにかかる保健所連絡票 (案)

〔学校用〕

保健所長 殿

連絡年月日 平成 年 月 日

学校名： _____ 学校長氏名： _____

所在地 _____ 電話番号 _____

担当者氏名： _____

当学校において、以下のいずれかに該当するため、連絡する【該当する番号（①、②）に〇をつけてください。】

① 同一集団（原則として同一学級又は部活動単位等）において、7日以内にインフルエンザ様症状の2名以上の者を出席停止とした。

※ インフルエンザ様症状：38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状

・急性呼吸器症状とは、少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう：

ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳

患者情報（学級名・部活動名： _____)

1	当該者氏名	性別	生年月日	保護者氏名（当該者が未成年の場合のみ）
		男・女	T・S・H 年 月 日	
	当該者住所			
	連絡先：			
	欠席日： 年 月 日			
2	当該者氏名	性別	生年月日	保護者氏名（当該者が未成年の場合のみ）
		男・女	T・S・H 年 月 日	
	当該者住所			
	連絡先：			
	欠席日： 年 月 日			

② 休校・学年閉鎖・学級閉鎖等、臨時休業の措置を行った。

患者情報については、集団かぜ発生状況報告実施事業において使用している様式「集団かぜ発生状況（新規分）」を添付すること。

(様式1)

集団かぜ発生情報（新規分）

管轄保健福祉センター： _____

1 発生年月日 : 平成 年 月 日 ()

2 発生場所

ふりがな :

(1) 施設名 (学校名) : 小・中・高・幼

(2) 所在地 :

(3) 全在籍数 :

(4) 校長名 :

(5) 担当者 (発信者) :

3 患者数 (全校) : 名 (うち欠席者 名)

4 学年別の状況 (単位: 人)

学年	組数 (クラス数)	在籍数	欠席者数 (A)	罹患登校者数 (B)	患者数 (A+B)
計					

5 主要症状 (あてはまるものすべてに○をつけて下さい。)

38℃を超える発熱 上気道炎症状 (せき、のどの痛み等)

体のだるさ 筋肉痛

その他 ()

6 措置状況

(1) 休校

(2) 学年閉鎖 (内訳)

(3) 学級閉鎖 (内訳)

(4) 授業打切 (内訳)

7 措置のあったクラスのクラス別状況 (単位: 人)

学年	クラス名	在籍数	欠席者数 (A)	罹患登校者数 (B)	患者数 (A+B)
計					

社会福祉施設等における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ

＜目的＞社会福祉施設等での新型インフルエンザの発生を早期に探知するとともに、ハイリスク者へ感染が伝播することを防止すること

社会福祉施設等の施設長等

社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状(※1)を有する者の発生後 7 日以内に、その者を含め2名以上が次の条件を満たす場合は、保健所に連絡する。(※2)

○インフルエンザ様症状を有する者について、医師(嘱託医や主治医等)が診察し、簡易迅速検査の結果、A型陽性・B型陰性である、又は、A型陰性でも臨床的に感染を強く疑われること。(※3)

※1 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状

- ・ ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため、37.5℃以上で考慮してもよい。
- ・ 急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう：
ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳

※2 保健所に連絡後、同様の事態が生じた場合、随時保健所に連絡すること。

※3 簡易迅速検査で、B型が確定された場合は除く。

(注: この基準に基づき連絡を行うのは夏場における有症者が比較的少ない時期の運用であり、今後、運用状況に応じて見直しがあり得るものである。)

迅速な連絡

保健所

保健所は、社会福祉施設等の施設長等から連絡を受けた場合、迅速に以下の対策を講じる。

ア. 得られた情報から現状の評価を行い、当該施設において、簡易迅速検査結果を確認した日からさかのぼって 7 日以内に新型インフルエンザウイルスか季節性インフルエンザウイルスかの確認検査(PCR検査等)が実施されていない場合、A型インフルエンザウイルス陽性患者のうち、1名から検体を採取し、地方衛生研究所で検査が実施できるよう調整を行い、新型 A/H1N1 インフルエンザウイルス感染の有無を確認すること。

イ. 社会福祉施設等の施設長等又は当該患者を診察した医療機関の医師、嘱託医と連携し、検体採取を行うこと。(社会福祉施設等の施設長等はその検体採取に協力すること。)

ウ. 施設内及び施設等の利用者及び職員等におけるインフルエンザ様症状を有する者の有無を確認するよう、社会福祉施設等の施設長等に指示し、結果を保健所に報告させること。(社会福祉施設等の施設長等はその指示に従うこと。)

迅速な対応

新型インフルエンザ確定(PCR検査等で陽性)

保健所は、PCR検査等にて新型インフルエンザと確定した場合、必要に応じ以下の対策を講じる。

エ. 積極的疫学調査及び公衆衛生対策を実施する。

オ. 社会福祉施設等の施設長等に対し、検査及び調査の結果を連絡する。

カ. 社会福祉施設等の施設長等から臨時休業の相談に応じる。

社会福祉施設等の施設長等

新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスにかかる保健所連絡票 (案)

〔社会福祉施設等用〕

保健所長 殿

連絡年月日 平成 年 月 日

施設名： _____ 施設長氏名： _____

所在地 _____ 電話番号 _____

担当者氏名： _____

当施設の入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状（※）を有する者の発生後、7日間以内に、その者を
含め2名以上が次の条件を満たすため、連絡する。

- インフルエンザ様症状を有する者について、医師が診察し、簡易迅速検査の結果、A型陽性・B型陰性である、又は、
A型陰性でも臨床的に感染が強く疑われること（簡易迅速検査でB型が確定された場合は除く。）。

患者情報：

1	当該者氏名	性別	生年月日	保護者氏名（当該者が未成年の場合のみ）
		男・女	T・S・H 年 月 日	
	当該者住所			
	連絡先：			
	症状（症状が現れた日 年 月 日頃）			
	・ 38度以上の発熱 ・ 38度未満の発熱 ・ 鼻汁もしくは鼻閉 ・ 咽頭痛 ・ 咳 ・ その他（ ）			
2	当該者氏名	性別	生年月日	保護者氏名（当該者が未成年の場合のみ）
		男・女	T・S・H 年 月 日	
	当該者住所			
	連絡先：			
	症状（症状が現れた日 年 月 日頃）			
	・ 38度以上の発熱 ・ 38度未満の発熱 ・ 鼻汁もしくは鼻閉 ・ 咽頭痛 ・ 咳 ・ その他（ ）			

※ 38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状

- ・ ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあるため、37.5℃以上で考慮してもよい。
- ・ 急性呼吸器症状とは少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう：
ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳

医療機関における新型インフルエンザ診断の流れ

インフルエンザ様症状のある患者が医療機関を受診

インフルエンザと診断される(※1)

インフルエンザと診断されない

同一の集団に属する別の患者(疑いを含む)がいる

- 同一の集団に属するインフルエンザ患者を7日以内に2名以上診察した場合
- 問診を行い、インフルエンザ様症状を呈する者が患者の周囲に1名以上いると判明した場合

はい

医師は最寄りの保健所に連絡し、患者に対し、外出自粛、手洗い・咳エチケット等、必要な保健指導を行う

医師は、複数の患者のうち、一部の患者の検体を採取(※2)

保健所は地衛研に検体搬送

地衛研でPCR検査

陽性

新型インフルエンザ確定患者

陰性

一般の診療を継続

- 確定診断された場合、法に基づく確定患者として、医師は保健所に届出を行う。
- 保健所は、必要に応じて積極的疫学調査を行い、濃厚接触者を把握。

- 医師は、確定患者に対し治療を行う
- 都道府県等は、感染拡大防止のために行動に注意を払うことの重要性を説明し協力を求める。
- 都道府県等は、学校・保育施設等に対し必要に応じて臨時休業要請を検討

※1 臨床症状及び簡易迅速検査の結果等を踏まえ医師が診断する。(季節性か新型かを問わない。また、迅速検査でB型が確定された場合は、新型インフルエンザの可能性を除外して一般診療を継続して差し支えない。)

※2 保健所は、同一の集団(学校等)に属する別の患者(疑いを含む)について医師から連絡があった場合、原則として当該集団に属する少なくとも一人の患者の検体について、PCR検査を地衛研へ依頼する。

濃厚接触者の外出自粛に関するQ&A

平成21年7月17日付け 厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局 技術班
各 都道府県・保健所設置市・特別区 衛生主管部(局)長宛て 電子メール(抜粋)

6月25日付の積極的疫学調査に関する事務連絡における濃厚接触者の外出自粛についての記載について、お問い合わせをいただいているところですが、それに関するQ&Aを作成いたしましたので、送付させていただきます。

問1 6月25日付の積極的疫学調査に関する事務連絡においては、濃厚接触者に対して、「症状がある時の外出自粛、症状出現時の保健所等への連絡の必要性を十分に説明し、協力を求める。」としているが、症状が無い間は、外出自粛は求めないのか？

新たな運用指針においては、症状が発現しない限りにおいては、不要不急の外出自粛(通勤、通学等の必要な外出は可能とするもの)、症状出現時のマスクの着用(咳エチケット)等感染拡大防止行動の重要性をよく説明して協力を求めることとしている。当然のことながら、発熱等の症状発現時の保健所への連絡および外出自粛については今後とも強く協力を求める。

問2 濃厚接触者は、通勤、通学していいのか？

通勤、通学前に発熱等の症状が無いことを確認し、症状出現時のマスクの着用(咳エチケット)等感染拡大防止行動への協力が得られることを確認できれば、出勤、出席を妨げるものではない。